

新築・改修・建替・耐震診断

「地元産材で家を建てたい」人に

■ 地元産材利用促進事業

住宅への木材利用を推進し、地元産材の利用拡大と林業・木材産業の活性化をめざして、地元産材で新築などをする人に補助します。

■要件 / 次の①～③のすべての要件に該当

①市内産の木材を利用して木造住宅・倉庫・車庫を新築、または増・改築②市内産の木材と確認できる書類「産地証明」や「伐採届の適合通知（写）」が提出できる③市内の事業者が建築

■補助金 / 丹波市産の木材の利用量に応じた額（最高 50 万円まで）

☎ 農林整備課（春日庁舎内） ☎ 88 - 5029

「持家のリフォームをしたい」人に

■ 元気アップ住宅リフォーム助成事業

50 万円以上の住宅のリフォームを行う場合、市内で利用できる 5 万円の商品券を助成します。

■要件 / 次の①～③のすべての要件に該当

①世帯主が居住している市内の住宅のリフォーム②世帯主は市税などの滞納がなく、平成 30 年第 2 次募集の助成を受けていない③市内に本社・本店をもつ事業所が施工する工事

■助成内容 / 5 万円（たんば共通商品券）

※ 100 件まで（応募多数の場合は抽選）

■応募方法 / 5 月 1 日（水）～ 31 日（金）までに往復はがきで申し込みください。※当日消印有効

「耐震診断を受けたい」「耐震改修をしたい」人に

■ 簡易耐震診断推進事業・耐震化促進事業（計画策定・耐震改修工事）・住宅建替工事費補助金・防災ベッド等設置事業

■対象者 / 木造戸建住宅の所有者

■対象住宅 / 全事業共通。市内にあり、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工。店舗併用住宅は、住宅用途部分が延べ床面積の 2 分の 1 を超えるもの。

■要件

●簡易耐震診断推進事業

市内の事業者が実施すること

●耐震化計画策定

①耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅②兵庫県住宅再建共済制度に加入している、または今後加入する

●耐震改修工事

上記①・②および、③兵庫県住宅改修業者登録制度に登録のある事業者が工事を行うもの

●住宅建替工事

上記①・②および、既存の住宅を除却し、耐震性のある住宅を新築するもの

●防災ベッド等設置

上記①・②および、市が指定する事業者が、価格

が 10 万円以上の防災ベッドなどを設置するもの

■補助金

●簡易耐震診断推進事業：全額

※非木造は一部負担有

●耐震改修計画策定：計画策定費の 5 / 6 または 25 万円のうち低い額

●耐震改修工事：対象工事費が 300 万円以上の場合、定額 130 万円 ※所得制限有。対象工事費が 300 万円以下の場合も補助対象。金額によって補助金の額が異なる。

●建替工事…対象工事費の 1 / 4、上限 100 万円※所得制限有

●防災ベッド等設置…定額 10 万円

※所得制限有

■受付期間 / 5 月 7 日（火）～ 12 月 27 日（金）

建物の構造・種別で補助金が異なります。

住宅補助制度をご利用ください

☎ 住まいづくり課（春日庁舎内） ☎ 88 - 5039

■ 「2世帯同居をしたい」「U・Iターンしたい」「U・Iターン者に住宅を貸したい」人に U・Iターン住宅取得住まいる奨励金交付事業

市内で2世帯同居する人、U・Iターンする人、U・Iターン者に空き家を貸す人が、住宅を新築・改修、新規購入する場合に補助します。

◇共通項目

■対象者 / 平成29年4月1日以降に新築・改修工事の契約をされた人、住宅の新規購入契約をされた人。

■補助要件 / 工事が完了していないこと

■申請期限 / 平成32年3月31日（火）

◇U・Iターンする人

■対象者 / これから丹波市に転入される人、または転入して1年以内の人

■補助金 / ①新築・新規購入…費用の5%、上限10万円 ②改修…費用の10%、上限10万円

◇U・Iターン者に空き家を貸す人

■対象者 / U・Iターン者に空き家を貸す住宅所有者

■補助金 / 改修費用の10%、上限10万円

◇2世帯同居の人

■対象者 / これから2世帯同居される人、または2世帯同居を開始して1年を経過していない人

■補助金

①新築・新規購入：費用の5%、上限20万円

②改修：費用の10%、上限20万円

■ 「空き家を地域活性化のために活用したい」人や自治組織などに 空き家利活用地域活性化事業

地域の自治組織などが、空き家の有効活用と地域活性化のため、子育て支援・高齢者福祉、都市住民との交流施設、地域の交流拠点や飲食店、宿泊施設などとして、空き家を改修する場合、費用の一部を補助します。

◇共通項目

■募集期間 / 5月7日（火）～12月27日（金）

◇交流施設型

■対象 / 空き家などを所有・賃貸し、かつ地域活性化のために利活用する自治組織など

■助成対象件数 / 2件

■補助対象費 / 空き家を地域活動拠点や交流拠点に改修する費用

■補助金 / 費用の2/3または10/10※上限300万円。

◇古民家再生型

■対象 / 築50年以上の古民家などを所有・賃貸し、かつ地域活性化のために利活用する者および自治組織など

■補助対象件数 / 1件

■補助対象費 / 古民家を地域活動拠点や交流拠点に改修する費用※兵庫県が実施する古民家再生促進支援事業の採択が可能なもの

■補助金 / 費用の1/3以内※上限250万～350万円。費用額によって補助金額が変わるため、詳しくは住まいづくり課まで問い合わせてください。県の「古民家再生促進支援事業」は対象工事が1,000万円以上の場合、定額350万円が交付され、市と県の補助金併せて最高700万円が交付されます。



[注意事項]

制度の併用は原則できません。元気アップ住宅リフォーム助成事業と耐震関係事業のみ、条件によって併用できる場合があります。